

# 業務委託契約書（案）

件名 学寮給食業務、学生食堂業務及び売店業務委託 一式

業務委託費 金 円也  
(うち消費税及び地方消費税額 円也)

委託者独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校契約担当役事務部長 植田 淳一と受託者 との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について上記の業務委託費で次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受託者は、別冊仕様書に基づき業務を履行するものとする。

第2条 契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、事業期間満了から4か月以上前に受託者から契約更新の申し出があり、本校が業務を審査し、良好で適格であると判断された場合は、1年毎延長できるものとし、当初開始日から起算して最大3年間を限度とする。

第3条 業務委託費は、各年度の業務完了後に支払うものとする。

第4条 業務委託費の請求書は、各年度の業務完了後に群馬工業高等専門学校総務課経理係へ送付するものとする。

第5条 受託者は、学寮給食に関しては給食費として、校長の承認する金額を毎月寮生から徴収することができる。

第6条 業務に要した電気料、水道料、電話料及びガス料等は、受託者の負担とする。

第7条 委託者は、業務に必要な施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）として、別冊仕様書のものを貸し付けし、受託者に使用させるものとする。

第8条 受託者は、善良なる管理者としての注意を払って施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持保全のため必要とする経費は委託者の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りでない。

第9条 受託者は、その責に帰すべき事由により施設等を滅失又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 受託者は、施設等を業務以外に使用又は第三者に貸与してはならない。

2 受託者は、自己の負担において、施設等の修繕又は模様替等をしようとするときは、委託者の承認を得なければならない。

第11条 受託者は、本契約による学寮給食業務、学生食堂業務、売店業務を第三者に実施させてはならない。

第12条 受託者は、その責に帰すべき事由により喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えた時は、被害者に対しその損害を賠償するものとする。また、業務履行が困難な場合は代行業者をもって履行するものとする。

第13条 受託者は、地震災害等に備え、所要の非常食を確保しておかななければならない。

第14条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しなかったとき又は、正当な理由なく本校の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。

第15条 委託者又は受託者が、自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第16条 受託者は、契約期間が満了したとき又は15条の規定により本契約が解除されたときは施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

第17条 契約保証金は免除とする。

第18条 受託者は委託者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

第19条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱

規則によるものとする。

第 20 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、群馬工業高等専門学校所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

第 21 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者及び受託者は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

平成 26 年 月 日

委託者 前橋市鳥羽町 580  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
群馬工業高等専門学校  
契約担当役事務部長 植田 淳一 印

受託者 (住所)  
(氏名) 印

別紙1 1. 企画競争に参加する者に必要な資格の確認のための書類  
公募要領4. (1)及び(3)に該当しない者であることを誓約した書類(参考例)

平成 年 月 日

## 誓 約 書

群馬工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 植 田 淳 一 殿

申請者 住所  
商号又は名称  
代表者

印

申請者は、平成25年12月18日付けで公募のあった「群馬工業高等専門学校学寮給食業務、学生食堂及び売店業務委託 1式」の公募に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
2. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、該当すると認められた後3年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)でないこと。
  - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - (6) この項(この号を除く。)の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。